

平成28年分所得税および復興特別所得税、住民税(平成29年度課税分)申告

所得税の確定申告と村県民税の申告の 申告相談を実施します

今年から、マイナンバーが必要になります！



2月16日(木)～
3月15日(水)

※土日を除きます。
※2月26日(日)午前
は実施します。

申告相談会場

《開設場所》

役場庁舎2階会議室

*2階休憩室が待合室です。

《開設期間》

2月16日(木)～3月15日(水)

*土・日・祝日を除きます。ただし、

2月26日(日)午前中は開設します。

《受付時間》(役場開庁は午前8時)

◎午前の部 午前8時～11時

午前の部の受付は、時間の関係上

50人までとさせていただきます。

午前11時前でも51人目以降は午後

の部の受付となります。

*申告相談開始は午前8時45分です。

◎午後の部 午前11時～午後4時

*申告相談開始は午後1時30分です。

《受付場所・方法》

役場東側階段を2階に上がったと

ころに備え付けの受付簿に名前を記

入し右手の休憩室でお待ちください。

申告をする必要のある方

◇給与所得者で次に該当する方

・勤務先の事業所から「給与支払報

告書」が美浦村に送付されない方

・年の途中で退職後就職しなかった

方、就職した会社で前職の収入を

含めた年末調整を受けなかった方

等、所得税が清算されていない方

・2方所以上から給与を受けた方

・給与以外の所得があった方

*給与以外の所得が20万円以下の場

合は確定申告は不要ですが、住民

税申告は必要です。

◇公的年金等を受給されている方で

次に該当する方

・公的年金等に係る所得のみの方で、

「公的年金等の源泉徴収票」に記載

されている控除以外の各種控除の

適用を受けようとする方

*日本年金機構等の年金保険事業者

に扶養親族等申告書を提出しな

申告の際に必要なもの

・印鑑(スタンプ式でないもの)

・申告者名義の金融機関の口座番号

等がわかるもの

*口座引き落としによる納税や還付

金の手続に必要です。

・源泉徴収票(給与・年金等)、支払

調書等、収入の額がわかるもの

・事業所得、農業所得、不動産所得等

を申告される方は収支内訳書

*収支内訳書用紙は税務署、役場税

務課にあります。申告の際には、

事前に帳簿、領収書等を整理・集

計して収支内訳書を作成されてか

ら持参してください。

・社会保険料等の支払証明書(健康

保険料、国民健康保険税、国民年金

保険料、後期高齢者医療保険料等)

・一般生命保険料、介護医療保険料、

個人年金保険料、地震保険料の控

除証明書

・医療費控除を受ける場合、領収書

や控除額を証明できるもの、保険

金等による補てん額がわかるもの

◎マイナンバーが 必要になります



平成28年分以降の確定申告等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の掲示または写しの添付が必要です。

※マイナンバーは、申告者本人だけ

申告をする必要のある方

◇給与所得者で次に該当する方

・勤務先の事業所から「給与支払報

告書」が美浦村に送付されない方

・年の途中で退職後就職しなかった

方、就職した会社で前職の収入を

含めた年末調整を受けなかった方

等、所得税が清算されていない方

・2方所以上から給与を受けた方

・給与以外の所得があった方

*給与以外の所得が20万円以下の場

合は確定申告は不要ですが、住民

税申告は必要です。

◇公的年金等を受給されている方で

次に該当する方

・公的年金等に係る所得のみの方で、

「公的年金等の源泉徴収票」に記載

されている控除以外の各種控除の

適用を受けようとする方

*日本年金機構等の年金保険事業者

に扶養親族等申告書を提出しな

でなく控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満も含む)・事業専従者の方の記載も必要です。

▼何を持参すればいいのかわかるか?

マイナンバーを確認する番号確認

書類と、その番号の持ち主である

ことが確認できる身元確認書類が

必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)

を持っている方

マイナンバーカードのみ(番号確

認と身元確認が可能のため)

マイナンバーカード(個人番号カード)

を持っていない方

・番号確認書類 通知カード、住民

票の写しまたは住民票記載事項証

明書(マイナンバーの記載がある

もの)のいずれか一つ

・身元確認書類 運転免許証、パス

ポート、在留カード、身体障害者

手帳等のいずれか一つ

※写真表示のない身元確認書類(公

的医療保険の被保険者証、年金手

帳等)の場合は二つ必要です。

医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

◎(イーロ)ーハ医療費控除額

申告をする必要のある方

◇収入がなくても住民税申告が必要

な方(収入または所得0の申告)

・所得や扶養等の状況に制限のある

公的サービス等を受けるため、そ

れに関する証明等を必要とする方

*申告書を提出されない場合は、非

課税証明書等の発行ができません。

・国民健康保険・後期高齢者医療保

険に加入されている方

*国民健康保険税・後期高齢者医療

費の領収書

◇医療費控除の申告に必要なもの

・医療費の領収書

*診療を受けた人、病院・薬局ごと

に整理(領収の日付が平成28年中

であることを必ず確認)し、事前

に金額を集計しておいてください。

・保険金等から医療費に補てんされ

た金額がある場合は、補てん額の

わかる書類

◇問合せ 役場税務課 ☎88510

340内線109・120

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

【会場】 竜ヶ崎税務署別館1階会議室

【期間】 2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日を除きます。ただし、2月

竜ヶ崎税務署で申告する 所得・損失・控除等

申告分離課税制度の所得(土地建物・株式等の譲渡所得、配当所得等)および損失控除・住宅借入金等特別控除のある確定申告または青色申告については、竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

19日(日)と26日(日)は開場します。

【時間】

・受付 午前8時30分開始

・相談 午前9時～午後5時まで

※申告書の作成には時間を要します

ので、午後4時頃までにお越しください。

※確定申告会場の開設前は、相談ス

ペースが限られており、長時間お

待ちいただく場合があります。

※毎年駐車場が大変混雑しますので、

公共交通機関をご利用ください。

確定申告書は

自宅で作成できます

国税庁ホームページの「確定申告

書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp>)をご利用いただくと、自宅等

で確定申告書が作成できます。

書面で印刷して送付、e-Tax

で送信(事前に準備が必要)のいずれ

かの方法でご提出ください。

◇問合せ まずは電話にてお問い合わせ

をさせていただきます。

《確定申告書等作成コーナーの操作

等に関する問合せ》

e-Tax・作成コーナーヘルプ

デスク ☎05701011590

1(土日・祝日・12月29日～1月

3日を除く)

《確定申告等に関する問合せ》

竜ヶ崎税務署 ☎02971661

1303(自動音声案内)